

鎌倉市委託相談支援事業所 平成 27 年度事業報告

第1回鎌倉市障害者支援協議会全体会
平成 28 年 5 月 27 日（金）
資料 9

事業所名	鎌倉地域支援室	キャロットサポートセンター	地域生活サポートセンターとらいむ
計画相談支援の傾向と課題	【傾向】 ・定期的なモニタリングを通して状況把握が出来ることにより、タイムリーな対応が可能となっている。このことは、リスクマネジメントの視点からも意味がある。 ・知的障害の方…行動障害の強い方や 18 才を超える入所児童は特に、通所先及び入所・グループホーム等の住まいの資源を必要としている。 ・精神障害の方…入院の長期化、在宅での家庭内暴力や金銭トラブル、医療との密な連携といった問題や、福祉サービス提供事業所からの支援に対する不満等への対応。 ・身体障害等の方…医療と福祉の両方にまたがる場合の調整や家族支援を必要としているケースが多い。 【課題】 ・地域の課題を認識し、その解決策やシステムについて協議会等活用出来たら良いと思われる。 ・地域の社会資源を上手く繋いだりその空き情報を把握できるようなネットワークやツールが欲しい。 ・児童のケース・・・サービスの不適切な利用がネグレクトや虐待に当たる可能性がある点や、子育てに向き合えない親の支援。 ・手帳取得が困難な方の中に、希望するサービスを受けられないということがあり、支援の困難さが見られる。	【傾向】 ・障害件数とすれば、精神障害→知的障害→身体障害→発達障害等の順で多くなっている。 ・精神障害については、他の相談支援事業所の利用経験があるか、利用中である対象者が多くなっている。 ・単一障害だけでなく、疾病等も含め、複合的な問題を抱える場合が増えており、対応する困難度が高くなっている。 ・問題の複雑化が目立ち、計画相談支援に要する時間が膨大となり機械的にサービス等利用計画を作成しモニタリングを実施すればよいという単純な状況にはなっていない。このような事例は多くなっている。 【課題】 ・制度の狭間が生じていることにより生活全体を支援するためのサービス等利用計画の実現が困難となっている。 ・相談支援専門員の業務の範囲が明確になっていないため、その狭間を埋めるために、個別に判断して動かざるを得ない。 ・症状の急変等の、予期せぬ事態が重なる場合が多く、対応の困難度が上がる対象者が増加している。 ・事業所間で情報交換や依頼を行うのに、その都度、個別の連絡調整が必要となっており、時間的にも労力的にも膨大なものとなっていることから、システム化が課題である。	【傾向】 ・就労系の事業所に継続して在籍している方は、事業所のサービス管理責任者と本人の個別支援計画に基いて三者で調整が出来、モニタリングが有効活用できている。 ・精神障害の症状があり在宅でなかなか外に出られない、掃除・食事などの家事が出来ない方の計画相談導入後、ヘルパーさんと本人との調整困難が頻発している。 ・このため、居宅介護事業所との連携を強化している。 ・医療観察法・医療保護法対象者について、退院にむけて医療・保健・福祉連携チームで地域移行を検討し、計画相談を導入してケアマネジメントしていくのは本人にとって有効であるが、困難。 ・計画相談を継続していく中で、高齢の家族の問題（老障介護）などで家族調整が必要になり、再アセスメントが必要になる。 【課題】 ・計画相談によって安定しスムーズに継続しているケースと、精神障害者の特性である「疾病と障害を併せ持つ」事から毎日のように調整が必要なケースと二極に分かれて来ている。困難ケースにおいては、医療・行政（市・保健所）を含めての多職種チームでの連携の構築が不可欠。
委託相談支援の傾向と課題	【傾向】 ・老障介護や家庭内の複数家族への支援、緊急での入院調整や生活困窮問題、介護と育児のダブルケアや虐待ケース等々の支援困難ケースが多く、緊急で迅速な対応が必要。 ・身寄りがいない人や生活困窮者である場合、成年後見人の申立て手続きやその費用報酬の支払いが困難であり、成年後見利用支援事業もスムーズに出来ない等の事例が見られる。 【課題】 ・虐待ケース…虐待とは捉えられていないが、実際には心理的・経済的虐待が想定されるケースがあり、そのような事例では、家族支援が必須となる。 ・虐待として認定され難いケースの緊急性や深刻度の判断。 ・生活困窮児童の問題は、ネグレクトや経済的虐待などの、複数の課題を持つ家族のケースであることが多い。18 歳で支援を終了してしまう児童相談所とどう連携を図るかが課題。	【傾向】 ・大部分の相談者について、対応期間が長期にわたっている。 ・障害についての相談、権利擁護の相談等、福祉サービス以外の専門的な相談の増加 ・サービス等利用計画を作成する相談事業所が決定できない相談者が増えている。 【課題】 ・相談対応期間の長期化や対象者数の増加により、対応の質や時間に困難さが生じる状況になっている。 ・委託相談支援事業所の位置づけや役割等、具体的な部分で整理する必要ある。 ・委託相談支援と計画相談支援の境目がなくなっている。	【傾向】 ・設立当初から相談を受けていた方達で、なかなか計画相談に結びつかない方も多い。希望があれば一般相談で月 1 回程度、担当者を決めて継続相談をしている。本人にあった生き方に向けたアセスメントを進めている。障害があっても自立的生き方を考えてきている。 ・「自傷・多傷」の恐れがある困難ケースについて、医療・保健所・市とでケース会議を重ね連携して対応している。 【課題】 ・精神障害がある方の、症状による体調の変化が引き起こす諸問題に対応するためには、本人と相談員との信頼関係や医療との継続的な連携が必要である。

事業所名	鎌倉地域支援室	キャロットサポートセンター	地域生活サポートセンターとらいむ
平成 28 年度に向けて	・委託相談支援では、家庭内の複数の家族に対する支援の事例や、高齢者や障害児とのダブルケアや虐待等に対する相談が多い。 一方、障害児の子育てやサービス利用等については、長期的には障害者としての支援に繋がる大切な時期である。、高齢家族の問題も含めて、多職種連携を通した支援が必要だと考える。	・基幹相談支援センターと委託相談事業所の連携の具体化 ・相談支援専門員の配置状況により対応可能相談者数、対応方法の再検討が必要となる。 ・サービス提供事業所間の連携の強化 ・行政との連携強化と役割の整理	・計画相談支援事業（サービス等利用計画作成）5 年目にむけ定着と充実。 ・一般相談から計画相談、計画相談から多面的相談のケアマネージャー（相談支援専門委員）として柔軟な対応 ・「とらいむ」が併設する地域活動支援センター事業（オープンスペースなど）や地域移行地域定着事業などと連動して、本人のアセスメントの質を高めていく。 ・地域相談支援事業（地域移行・地域定着）を進めて行くために、医療との密な連携、地域の社会資源とのネットワーク作り。

平成 27 年度 年間相談支援事業実績

委託相談支援（一般相談）を利用している障害者等の人数

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身障 害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障 害 者 (01)	623	65	5	218	316	12	3	4
障 害 児 (02)	84	11	6	62	0	5	0	0
計 (03)	707	76	11	280	316	17	3	4

支援方法（延べ件数）

	訪 問 (1)	来 所 相 談 (2)	同 行 (3)	電 話 相 談 (4)	電 子 メ ー ル (5)	個別支援会議 (6)	関 係 機 関 (7)	そ の 他 (8)	計 (9)
件 数 (07)	188	634	82	1670	294	51	565	9	3493

支援内容（延べ件数・重複あり）

	福祉サービスの利用等に関する支援 (1)	障害や病状の理解に関する支援 (2)	健康・医療に関する支援 (3)	不安の解消・情緒安定に関する支援 (4)	保育・教育に関する支援 (5)	家族関係・人間関係に関する支援 (6)	家計・経済に関する支援 (7)	生活技術に関する支援 (8)	就労に関する支援 (9)	社会参加・余暇活動に関する支援 (10)	権利擁護に関する支援 (11)	そ の 他 (12)	計 (13)
件 数 (08)	1691	649	686	1443	21	481	209	411	360	182	118	434	6685

（参考数値）
<u>鎌倉市の障害者数（手帳所持者数、H27.4.1 現在）</u>
身体障害者手帳：5,069 人
療育手帳：916 人
精神保健福祉手帳：1,159 人
難病（特定疾患医療給付）：1,283 人

計画相談実績（H28.3.31 現在）
・障害者総合支援法サービス支給決定者数：992 人 →うち、サービス等利用計画作成者：913 人（セルフケアプラン 35 人含む）導入率 92.0％
・児童福祉法サービス支給決定者数：239 人 →うち、障害児支援利用計画作成者：239 人（セルフケアプラン 2 人含む）導入率 100％